

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型（決済用）

（2021年4月1日現在）

1. 商品名	・成年後見支援貯金無利息型（決済用）
2. 販売対象	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・当組合の口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法 （1）払戻方法 （2）払戻金額 （3）その他	・当組合の口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
6. 利息	・無利息となります。
7. 手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当組合所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
8. 付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
9. 貯金保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部金融課（電話：072-725-0752）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している</p>

	ものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合わせください。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人 1 口座とします。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ A T M (現金自動貯払機) を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ・ 当組合の口座開設店窓口でのお取扱いに限定いたします。 ・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 20 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問合わせください。

J A 大阪北部